

はじめに

儲かる農業で人に元気を！まちに活気を！



宇佐市は、平成 17 年の合併を経て、広大な平野部から中山間地域に至る豊かな自然環境を活かした多様な農業やグリーンツーリズムが展開されています。

平野部では、県内最大の穀倉地帯を有し、米・麦・大豆を中心とした土地利用型農業が行われるとともに、小ねぎ、白ねぎ、いちごなどの野菜が栽培されています。一方、南部の中山間地域では、地域特性を活かした米づくりやぶどう、ゆずなどの果樹が栽培され、県内最大の産地を形成しています。

本市ではこれまで「第 1 次農業・農村振興計画」及び「第 2 次農業・農村振興計画」に基づき、農業情勢の変化に的確に対応する「儲かる農業」の確立に取り組んでまいりました。

しかしながら、農業従事者の高齢化や担い手不足に加え、T P P、日米貿易協定などに見られる国際経済のグローバル化、平成 30 年度からの米政策の見直しなどの国内外の情勢の大きな変動など、様々な事態への対応が求められています。

一方、国においては、平成 27 年 3 月に、新たな「食料・農業・農村基本計画」を策定し、農業の成長産業化を図る「産業政策」と多面的機能の維持・発揮を促進する「地域政策」を車の両輪とする農業政策が展開されています。

このような中、本市では、引続き「儲かる農業」を念頭に、農業所得の向上と農業経営の安定化を図り、持続可能な地域農業を確立していくために「第 3 次宇佐市農業・農村振興計画」を策定しました。

今後は、本計画に基づき、農業者の皆様をはじめ、関係機関や団体と連携し、各種農業の施策を実行性のあるものとして推進してまいりますので、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画策定にあたり、貴重なご意見、ご提言をいただきました農業・農村振興計画検討委員の皆様をはじめ、市民の皆様から感謝を申し上げます。

令和 2 年 3 月

宇佐市長 是 永 修 治

第1章 計画策定の趣旨

第1節 策定の目的

本計画は、令和2年に策定される本市まちづくりの基本指針である「第二次宇佐市総合計画」の「後期基本計画」実現に向け、本市農業の目指すべき方向を明らかにし、社会動向に即した施策・事業を計画的に実施していくことを目的としており、農業に関する各種計画の最上位計画として位置付け策定します。

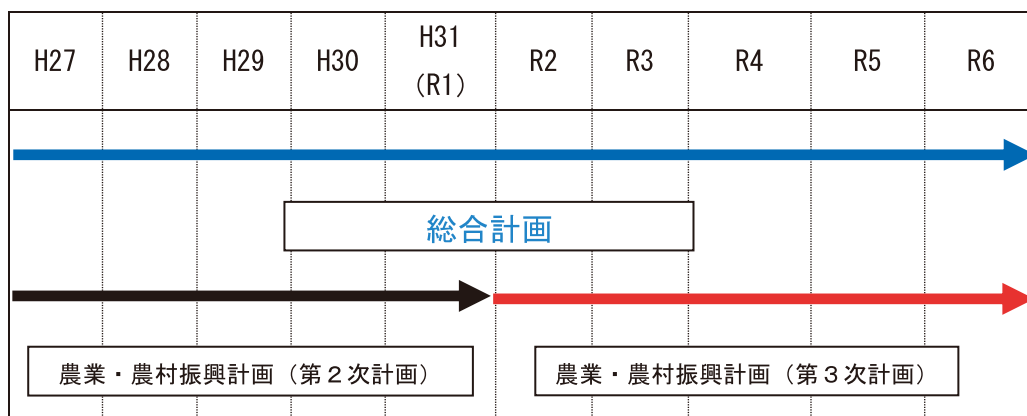
第2節 計画の期間

この計画の期間は、令和2年度から「第二次宇佐市総合計画」の後期目標である令和6年度までとします。

第3節 目標指数の設定

本計画は、前計画（第2次計画）「宇佐市農業・農村振興計画」を引き継ぐものとし、令和2年度（2020年）から令和6年度（2024年）までの5年間とします。

ただし、本計画の策定後に、社会情勢の変化や農業施策の見直しなどが生じた場合は、必要に応じて計画の変更を行っていきます。



第2章 農業の現状と課題

第1節 農業・農業政策の動向

(1) 社会経済情勢の動向

農業は、私たちの大切な食料を新鮮で安全かつ安定的に供給する役割や水源かん養機能、防災機能、大気浄化機能など生活環境を保全する役割、棚田やため池など自然環境を保全する役割など多面的かつ重要な役割を担っています。しかし、平成30年度からの米政策の見直しや、TPP（環太平洋経済連携協定）、日欧EPA（日本・EU経済連携協定）、日米貿易協定の発効による市場開放など、農業を取り巻く環境は大きく変化しています。これまで以上に農業・農村に重大な影響を及ぼすことが懸念されており、農業の体質強化がより一層求められています。

国内では少子高齢化の到来により担い手の減少や農産物の需要量の減退など、大きな影響が懸念されています。特に中山間地域では高齢化が著しく、生産構造の弱体化が深刻な課題となっています。また、食生活の変化による米の消費減少や国内農業生産の減少などにより食料自給率が低下する一方で健康志向の高まりにより、消費者の食の安全・安心への関心はますます高まっています。

他方では、全国各地で地産地消、グリーンツーリズムをはじめとする都市と農村の交流、農業をベースとした6次産業化や地域ブランドの確立、農業者による農産加工品の開発など、地域の創意工夫を生かした動きや食品流通業や建設業などの異業種やNPO法人による農業参入なども増えてきています。

(2) 国・県の動き

1. 国の動き

国において、平成27年3月に閣議決定された新たな食料・農業・農村基本計画では、農業や食品産業の成長産業化を促進する「産業政策」と農業・農村の多面的機能の維持・発揮を促進する「地域政策」とを車の両輪として、食料・農業・農村施策の改革を着実に推進するとし、若者たちが希望を持てる「強い農業」と「美しく活力ある農村」の実現に向けて取り組んできました。

食料・農業・農村基本計画は、食料・農業・農村基本法に基づき、食料・農業・農村に関し、政府が中長期的に取り組むべき方針を定めたものであり、情勢変化等を踏まえ、概ね5年ごとに変更することとされ、現在、新たな食料・農業・農村基本計画の見直しに向けた検討が開始されたところです。

また、令和元年12月には、農業政策の重点事項をまとめた「農業生産基盤強化プログラム」が決定され、和牛の増産やブランド力の高い品種の保護など、農産物の輸出拡大に向けた取組みや水田農業の高収益作物への転換、農業用ハウスの強靱化や収入保険の普及推進、スマート農業の推進などが柱となっています。

これらの取り組みにより、TPPや日米貿易協定など農産物貿易を巡る国際環境の変化や相次ぐ自然災害などに対応していくとしています。

2. 県の動き

県においては、今後10年の県農林水産行政運営の道標となる、新たな農林水産業振興計画「おおいた農林水産業活力創出プラン2015」を平成27年12月に策定しました。農林水産業は、人口減少社会の本格的な到来やグローバル化の進展、ライフスタイルの変化など先例のない社会構造の変化に直面していることから、「変化に対応し挑戦と努力が報われる農林水産業の実現」「安心して暮らしていける魅力ある農山漁村づくり」を目指すこととしています。

また、この活力創出プランに掲げる施策の具体的な取組と数値を明示した行動計画として「アクションプラン」を毎年作成し、この中で、マーケットインの商品づくりの加速、経営マインドを持った力強い担い手の確保・育成、元気で豊かな農産漁村の継承といった施策に取り組んでいます。

第2節 農業の現状

(1) 農家の現状

本市の農家戸数は、平成27年時点で2,720戸となっており、その内訳は、専業農家の42.4%に対し、兼業農家が57.6%で、うち第2種兼業農家が50.9%と半数以上を占めています。

農家戸数は、平成12年からの15年間で2,655戸が減少していますが、政策的に担い手への集約を推進しているため、全農家に占める専業農家の割合は増加傾向にあります。

【農家数（販売農家）の推移】

年	農家数	販売農家		
		専業農家	第1種兼業農家	第2種兼業農家
平成12年	5,375戸	1,399戸	607戸	3,369戸
平成17年	4,507戸	1,478戸	438戸	2,591戸
平成22年	3,445戸	1,293戸	350戸	1,802戸
平成27年	2,720戸	1,154戸	182戸	1,384戸

資料：農林業センサスより

(2) 農業者の現状

本市の農業就業人口は、年々減少しており、平成12年から平成27年の15年間で約3,600人の大幅減となっています。そのため、総人口に占める農業就業人口の割合も6.4%にまで低下しています。

また、農業者を年齢別にみると、既に5割以上が70歳以上となっており、農業者の高齢化が顕著となっています。

一方、認定農業者については、平成30年度末で692人が認定され、主要な地域の担い手として位置づけられています。

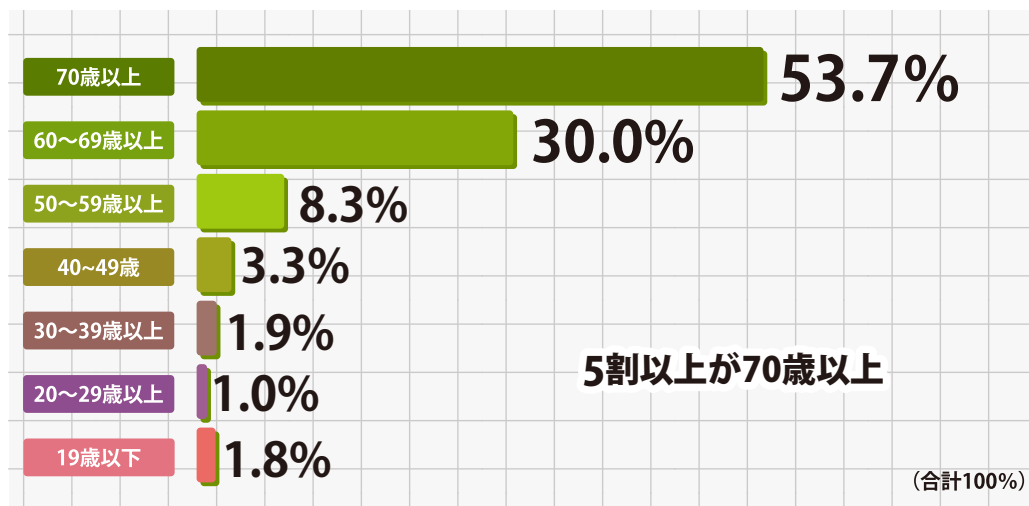
新規就農者については、年度間でのばらつきはあるものの、年平均20名程度の新規就農に結び付いています。

【年別総人口・農業就業人口等の推移】

年	人口	農業就業人口	(構成比)
平成12年	62,349人	7,174人	(11.5%)
平成17年	60,809人	6,169人	(10.1%)
平成22年	59,008人	4,793人	(8.1%)
平成27年	56,258人	3,591人	(6.4%)

資料：(人口) 国勢調査報告 総務省統計局より、(農業就業人口) 農林業センサスより

【年齢別農業就業人口構成比（平成27年）】



【認定農業者数及び新規就農者数の推移】

年度	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
認定農業者	641人	676人	691人	696人	692人
新規就農者	22人	25人	14人	21人	24人

資料：宇佐市農政課より

(3) 農地の現状

本市は、県下最大の水田面積を有しており、昭和40年代からは、県営大規模ほ場整備事業等の基盤整備を実施し、生産性の向上に努めてきました。

平成27年時点での耕地面積は8,000haで、総面積の約18%を占めていますが、農業就業者の減少や高齢化等により、平成12年からの15年間で、760haの耕地が減少しています。

耕作放棄地は、15年間で200ha以上増加しており、平成27年の耕作放棄率は8.9%に達しています。

今後、農作業の効率化・低コスト化を図るため、着実な農地の利用集積が求められています。

【年別総土地面積・耕地面積等】

年	総土地面積	耕地面積	(構成比)
平成12年	43,909 ha	8,760 ha	(20.0%)
平成17年	43,912 ha	8,390 ha	(19.1%)
平成22年	43,912 ha	8,120 ha	(18.5%)
平成27年	43,905 ha	8,000 ha	(18.2%)

資料：(耕地面積) 農林水産省 作物統計調査(市町村データ)より

【年別経営耕地面積・耕作放棄地面積等】

年	経営耕地面積	耕作放棄地面積	(耕作放棄率)
平成12年	7,054 ha	409 ha	(5.5%)
平成17年	6,666 ha	537 ha	(7.5%)
平成22年	6,677 ha	601 ha	(8.3%)
平成27年	6,641 ha	646 ha	(8.9%)

資料：農林業センサスより

【農地利用集積年間契約面積の推移】

年度	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
集積面積	352 ha	696 ha	770 ha	841 ha	670 ha

資料：宇佐市農業委員会より

(4) 農業生産の現状

栽培面積は、水稲が 3,600ha で最も多く、次いで麦類、大豆、果樹、野菜となっており、ぶどう、ゆず、小ねぎの各団地は県内一の面積を誇ります。

また、農業産出額は、米が 46 億 4 千万円で最も多く、続く畜産、野菜、果樹までが 10 億円を突破しています。

【栽培面積】

種目	面積 (H30)	種目	面積 (H30)
水稲	3,600 ha	果樹	346 ha
麦類	2,446 ha	野菜	162 ha
かんしょ	2 ha	工芸農作物	33 ha
大豆	696 ha	飼料作物 (うち新規需要米)	1,691 ha (1,353 ha)

資料：(水稲、麦類、大豆) 農林水産省 平成 30 年産市町村別データより

(上記以外) 宇佐市農政課より



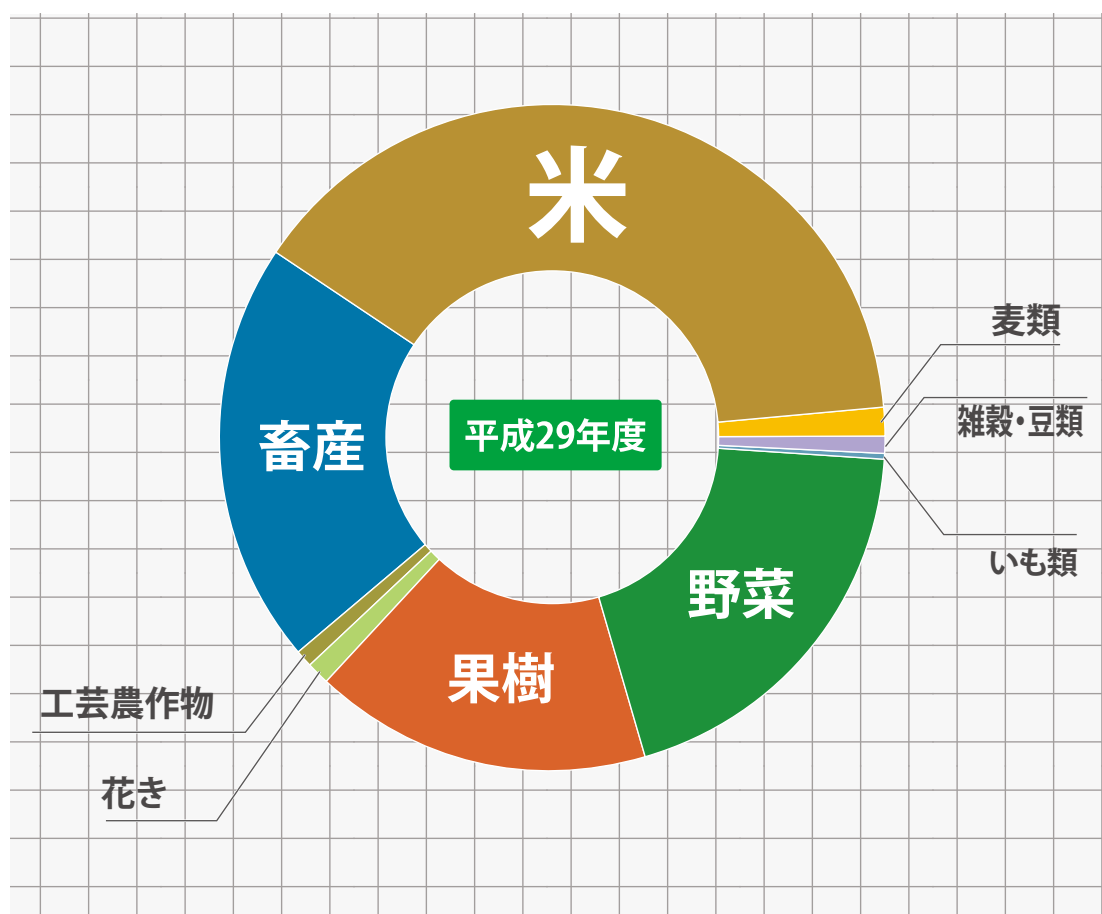
【農業産出額の推移】

単位：千万円

種目	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
米	392	392	426	464
麦類	22	14	11	14
雑穀・豆類	19	15	12	11
いも類	6	4	5	5
野菜	239	242	257	227
果樹	220	226	205	193
花き	14	14	14	13
工芸農作物	10	10	10	12
畜産	276	276	287	239
合 計	1,198	1,193	1,227	1,178

資料：農林水産省 市町村別農業産出額（推計）

（農林業センサス結果等を活用した市町村別農業算出額の推計結果）



【品目別生産量】

種目	品目	生産量 (H30)	種目	品目	生産量 (H30)
米		18,500 t	野菜		4,477 t
麦類		6,139 t		はくさい	850 t
かんしょ		41 t		ねぎ	1,210 t
大豆		606 t		玉ねぎ	510 t
				きゅうり	382 t
				トマト	360 t
果樹		3,211 t		いちご	180 t
	みかん			1,071 t	その他
	ぶどう		1,640 t	花き	1,744 千本
	その他		500 t	工芸作物	132 t
			飼料作物 (うち新規需要米)	19,243 t (13,836 t)	

資料：(水稲、麦類、大豆)：農林水産省 平成30年産市町村別データより、(上記以外)：宇佐市農政課より

(5) 農村地域の現状

安心院地域や院内地域を中心とした中山間地域では、中山間地域等直接支払制度を活用し、農地が持つ多面的な機能を維持するための取り組みが共同で進められているほか、グリーンツーリズム活動等を通じて、都市と農村との交流促進が図られています。

一方、平坦部の農村地域においては、多面的機能支払交付金制度を通じ、農地や水を守る“共同活動”と、環境保全に向けた“営農活動”が地域ぐるみで展開されています。

【グリーンツーリズム受入人数の推移】

年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
受入人数	9,618 人	11,287 人	7,277 人	8,916 人	9,122 人

資料：宇佐市安心院支所産業建設課より

【中山間地域等直接支払制度及び多面的機能支払交付金制度協定集落数】

(平成 30 年)	協定集落数	協定面積
中山間地域等直接支払制度	124 集落	1,749 ha
多面的機能支払交付金制度	140 集落	4,851 ha

資料：宇佐市農政課より

第3節 農業の課題

(1) 担い手の確保と育成

高齢化が進み、米価が伸び悩むなかで、農業・農村を取り巻く環境は一層の深刻化を増しており、担い手の絶対数が不足し、特に過疎化が進んでいる中山間地域においては、中核的農業者の確保が必要となっています。

このような中で、地域を守る集落営農組織や認定農業者に係る期待はもちろんのこと、新たな地域の担い手として、企業の農業参入や新規就農者の確保といった取り組みが求められており、今後、更なる少子高齢化の波が予想されるなかで、地域に密着し、安定した経営体の確保が重要な課題となっています。

(2) 農地の保全と有効利用

水田を中心とする土地利用型農業においては、一定のまとまった土地を有効利用することで、生産性の高い、効率的な農業を実践することが可能となることから、担い手への農地の利用集積が課題となっています。

国の施策のもと、「人・農地プラン」や「農地中間管理機構」の推進が図られており、集落における農用地を良好な状態で維持・保全し、かつ、有効利用することが重要となっています。

また、平成 28 年、改正農業委員会法が施行され、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消など「農地利用の最適化」の推進が農業委員会の必須業務に位置付けられました。今後は、農業委員及び農地利用最適化推進委員と協力して、農地利用集積や遊休農地解消への取り組みを推進していくことが重要となっています。

(3) 安全な農産物の安定供給

食の多様化に拍車がかかり、米離れや輸入食料への依存が進み、国の食料自給率は平成30年度ではカロリーベースで37%と大変低い状況となっています。

一方で、食の安全に対する関心は益々高まっていますが、食品の流通・消費の段階においてはかなりの廃棄が生じているのも現実です。

また、食生活の乱れにより栄養バランスが崩れ生活習慣病の増加等が懸念されるなか、食の大切さを考える習慣を身に付けることや、食や農業についてより理解を深めていくことが重要です。

安全で美味しい農産物を安定的に供給していくことが農業生産の基本であり、自然環境と調和した農業の振興とともに、より安全で安心な農産物の供給を拡げていくことが重要な課題です。

なお、近年、農業において、食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための生産工程管理である“GAP”(Good Agricultural Practice)が注目されており、その認証を受けることで、競争力の強化、品質の向上、農業経営の改善や効率化に資するとともに、消費者や実需者の信頼の確保が期待されています。

(4) 農業・農村地域の活性化

本市の農業は、平野部では温暖な気候条件、中山間地域では標高差や気温差などの地域条件を生かして水稻をはじめ、ねぎ、玉ねぎ、トマト、ぶどう、ゆず等の様々な農業経営が行われています。

しかし、全体的に農家数や農業就業人口の減少、就業者の高齢化、農業所得の減少などが進み、特に、中山間地域においては、農業・農村の活力低下が顕著となっています。

そのため、多様な担い手の確保対策の強化や、集落や地域で支え合う集落営農の実施、高収益作物の導入に向けた畑地化の推進、6次産業化や都市農村交流などにより、地域のコミュニティを維持し、農業・農村を守っていくことが強く求められています。

第3章 基本方針

第1節 基本テーマ

農業を取り巻く環境は厳しいものの、農業には、食料を供給するという重要な責務があるため、これからは、生産者だけでなく消費者や関連事業者、行政などが様々な形で連携、協働しつつ、持続可能な産業として活力を高めていかなければなりません。

そのためには、安全な食料の提供、自然環境の保全、伝統文化の伝承など農業・農村がもつ多面的な機能の拡充を図りつつ、儲かる農業経営を確立する必要があります。

そこで、本市では「宇佐らしさ」「消費者ニーズ」「生産者のこだわり」を満たした地域ブランドを構築し、生産者の所得向上にとどまらず地域全体が豊かになり、人に元気を、まちに活気をもたらす農業の実現を目指していくものとします。

第2節 基本施策

「第二次宇佐市総合計画（後期基本計画）」の第6章（儲かる産業を興すまち）第1節（農業）で定める施策方針に沿って、本市農業に関する現状と課題を踏まえ、「宇佐市農業・農村振興計画」における基本施策を、次の6つに設定します。

1	生産・流通体制の整備
	消費者のニーズにあった農産物の生産を促進し、販売力の強化を図ります。
2	担い手の育成と支援
	農業の持続的な発展と農地の保全のため、担い手となる農業者や経営体の育成を行い、新規就農者の育成や企業の農業参入を推進します。
3	農地の有効活用と生産基盤の整備
	農地の有効活用を行うとともに本市農業の構造改革を加速させるため、農業生産の低コスト化に向けた水田の大区画化や高収益作物の導入に向けた畑地化を推進します。
4	6次産業化の推進
	宇佐ブランド認証品のブランド力強化や販促PR等を行い、6次産業品の販路拡大に努めます。
5	農村生活環境の整備
	集落環境及び生活環境改善のため、農道の整備など総合的な環境整備に努めます。
6	世界農業遺産の推進
	県や関係自治体との連携により、世界農業遺産の保全・継承に向けた取り組みを推進します。

宇佐市農業・農村振興のイメージ図

儲かる 農業 の 確立



人に**元気**を！ まちに**活気**を！

